

## 公益事業の保険加入

制定 平成24年7月28日  
改正 平成26年11月2日  
改正 平成29年11月2日  
改正 令和1年10月20日

- 1 保険の種類  
団体損害保険（日本興亜損保）
- 2 対象事業  
山口県栄養士会運営に係る理事会並びに各委員会  
本部事業、職域・地域専門部会事業、学部事業、組織・広報部事業
- 3 加入対象者  
理事(24名以内)
- 4 保険加入期間  
年度事業開始日から1年間
- 5 掛け金  
1人 月額 430円（令和1年9月見積）  
※ 掛け金の半額を（公社）山口県栄養士会が負担する
- 6 保険金額  
死亡・後遺障害 300万円  
入院日額 3,000円  
通院日額 1,500円
- 7 補償条件  
役員が職務に従事している間（通勤途上を含む）に偶然な事故によって被った障害に限り、それぞれ死亡・後遺障害、入院、通院の保険金を支払う  
なお、地震・噴火・津波による障害については、これに含まれない
- 8 その他  
一般市民参加型の事業については、ボランティア行事用保険（全国社会福祉協議会）に加入し対応する。（対象者は、一般参加者および理事以外の会員）  
Aプラン 1人 1日 28円 補償 死亡・後遺障害 500万円  
入院日額 3,500円  
通院日額 2,200円